

障害者雇用における農業での雇用確保 及び就労移行支援における障害者の就業について

○菊元 功（CDP フロンティア株式会社 総務部長）
加藤 麻衣子（CDPフロンティア株式会社 ディンクル就職支援センター）

1 はじめに

当事業所「CDPフロンティア株式会社」は「シーデーピージャパン株式会社」（以下「本体」という。）が設立した特例子会社である。設立は2013年と歴史は浅いが、障害者の雇用促進をめざし本体の経営理念である「雇用創造」の理念を基本に「農業と福祉の融合」を目指して新設した。当事業所で就労する障がい者は、社員に加え当社で運営している「さくらきの倶楽部」「大谷いちご倶楽部」の農業に従事している障がい者の従業員と「ディンクル就職支援センター」（以下「施設」という。）で就労移行支援事業の従業員及び就労移行事業の利用者から構成され、現在合わせて約51名が就労している。

2 CDPフロンティア株式会社の目指す姿と役割

当社では、通常の特例子会社が業務とする「書類整理」「清掃」等の業務が当社では切り出したとしても障がい者を雇用する人員が少ないことから、本体の本業の総合人材サービス事業とは別な事業を模索し、次の観点から事業の選択をした。

イ 障がい者の雇用に特化できるか

人的作業が多く雇用人員が必要な業種

ロ 障がい者の其々の特性を生かすことが出来る業種

それぞれの障がいがあっても出来る仕事があるか

ハ 逆に障がいがあるも頑張れば仕事として成り立つか
健全者であっても、現実には頑張っただけでこなしているのが仕事であり、現状の社会では「障がい者」だからの仕事が多いが、障がい者自身がそれを望んでいる部分と多くの場合は仕事場・会社・社会で自分が如何に必要とされ貢献しているかを望んでいる部分もある。

以上の事を加味して、現状で精神障害者の雇用があまり進んでいないことも加味して自然に接することが出来る（リハビリテーションの一環）、後継者不足で労働者不足である農業に着目した。

当初は、「障がい者による障がい者の育成」と独立採算をモットーに農業生産物での「ブランド力強化！」により売り上げの向上を目指し「品質向上」を軸に一人でも多くの障がい者が自信と誇りを持って就労できるように取り組んできた。

さらには自ら指導者になり、「自分の給与は自分で稼ぐ

「風土」を実践し、企業として自立した運営を目指してきた。加えて特例子会社として（①それぞれの得意な分野に専念する、②就労移行支援従業員も農業で就労する、という2点から構成される）を構築し障がい者の就労と自立を支援してきた。ここではこの協力関係にもふれながら、障がい者の自立にむけた取組みを紹介し、直面している課題を挙げる。

特に特例子会社は「障がい者雇用率への貢献」が着目されがちであるが、まずは障がい者雇用であれ営利法人である以上「企業」として成果が求められる。障がい者が就労するだけで成果に結び付くものではなく、如何に事業として利益を確保し、健全な経営基盤の確保をすることが、障がい者の雇用促進、安定につながると考えてきた。

また、そのためには如何に品質の良い農産物を作ることができ、それが市場で評価されるかが重要になる。そのためには、障がい者が如何に生産物の品質基準と作業が通常の農業生産物として市場の要求に応えられるか！障がい者個人の特性に合った工程を作ることが生産量と品質にかかわってくる。

具体的には、

① 障がい者自身が安定して会社への貢献度を感じる

障害の特性と程度に合わせた、個人ごとの作業の標準化及び勤務形態による個人の意識としての達成感を共有する。

② 品質の明確化

農業生産物は販売業者（取引先）により規格が異なる。取引先の規格を守って出荷するため、障害特性により規格のズレが発生しない工夫とチームによる規格の確認作業の実施による品質の向上

③ 品質実績の向上と納期遵守により信頼を確立する

農業生産物は、毎日生産量も品質も異なることが起きるが取引先への納品量・規格は変更ができないため農業生産物でありながら計画的な品質・生産・供給をしていかなくては信頼を勝ち得ない

④ 信頼により受注を継続し、できればさらに受注する

農業生産物であっても取引先の要望に沿える商品づくりをすることによる、受注の安定化による健全な事業体質を構築するよう取り組んできた。

障がい者・健全者の垣根を越え成果を達成する事で

の個人の成長を図り、次の目標にチャレンジする心と自立の精神を育むよう図ってきた。通常の農業者と比較すれば、経験と知識の深さ、日々の農業に係わる時間等には差があるが、当社の運営している農業事業の範囲内で品質の向上、顧客の要望に応えることを第一と考えてきた。

この過程のなかで生産・販売に関する業務に専念し、「障がい者の心の面の支援」は施設に任せてきた。又就労移行事業の従業員も敢えて「CDPフロンティア株式会社」の組織の中で就労し業務上の指示を一にする従業員として位置づけOJT・OFFJTによる育成に取り組んできた。

3 ディンクル就職支援センター（「施設」）の役割

就労し成果をだす為には「障がい者」に関する知見による支援が不可欠である。「さくらきのご倶楽部」「大谷いちご倶楽部」で障がい者が農業生産に集中するためのフォローに取り組んできた。

具体的には、

- ① 就労可能な人財の確保
- ② 職業人としての教育
- ③ 福祉サービスの一環である「個別支援計画」と職場評価との融合による育成
- ④ 特例子会社の社員も対象とした、精神衛生管理
- ⑤ 業務外での生きがいの提供
- ⑥ 本体とのイベントへの参加等での社会との関わりあいの提供

企業の利益確保の課題は「CDPフロンティア株式会社の農業部門」に任せ、これらを担い、「ディンクル就職支援センター」で就労する社員、従業員、利用者全員が本来の能力を発揮できるよう支援すると同時に健康で生き活きと、少しでも長く就労できるよう活動してきた。

「施設」の目指す姿の実現に貢献すべく①②については障がい者を特別視しない基準を設け選抜、育成してきた。

一般就労促進も施設の役割であり、心身ともに健全で業務でも社会的にも真面目な従業員を、就労移行から社員登用（「当社」への Step Up）すべく、OJTでの育成を通じて両社協力して取り組んできた。

2016 度からは新人の「CDPフロンティア株式会社」への計画的な社員登用を前提にした就労移行事業も開始している。

4 結果

障がい者自身の努力、関連者による支援、「施設」との協力関係により、時間をかけながらも目指す姿の実現に向け活動してきた結果、現状以下の状況となっている。

(1) 自立した運営にむけて

- ① 「さくらきのご倶楽部」「大谷いちご倶楽部」の設立

- ② 「各部門の障がい者枠」の向上
- ③ 農業生産に関する間接部門も障がい者が担当
- ④ 「本体」からの業務の移行の受け入れ開始 ストレスチェック表の集計等

- ⑤ 利益確保の目標設定

(2) ステップ アップ (Step Up)

- ① 就労移行事業から「CDPフロンティア株式会社」の Step
- ② 農業から「ディンクル就職支援センター」への Step
- ③ 就労継続支援B型から就労移行支援への Step
- ④ 就労移行支援から障がい者枠での就職

5 課題とまとめ

取組みの中である程度の成果がだせた一方、今後の課題を解決するためにも「障がい者雇用」の促進という特例子会社の使命にプラス、本体の高齢化による定年後の再就職先の確保という使命も当社には課題としてあげられるようになってきている。先に述べた「さくらきのご倶楽部」「大谷いちご倶楽部」においても 60 歳以上の高齢者の雇用を今年度 3 名採用し内 1 名は本体の定年退職者を採用している。高齢者の採用に合わせた障がい者の占有率の向上と雇用の確保の為に更なる売り上げ向上を図る事業計画の立案が必要となってきている。

ただし、高齢者の採用は良い部分がある。障がい者を温かい目で見て、お互いの欠けている部分を補うことが出来てきていることだ。今後の社会のあるべき形を当社において実践できることを期待されたい。

【連絡先】

菊元 功
CDPフロンティア株式会社
TEL : 028-651-6123
e-mail:kikumoto.i@cdpjp.com

農業分野における障がい者就労

－就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取り組み事例－

福間 隆康（高知県立大学 専任講師）

1 はじめに

わが国の農業は担い手が不足しており、障がい者を受け入れる余地が十分にある。しかしながら、農業には季節性や事業所規模が小さいなど、障がい者の就労促進への制約が少なくない。障がい者の就労を促進するためには、両者の期待と現実とのギャップを埋める必要がある。そこで本研究では、農業分野へ進出した就労継続支援B型事業所を調査し、収益を生み出す仕組みを明らかにすることを目的とする。

障がい者が参画し、事業として成り立つユニバーサル就農モデルを明らかにすることにより、障がいの有無等にかかわらず、誰もが支えあい自立して暮らせる共生社会の実現に寄与することになるであろう。

2 調査対象と方法

本研究は、農業分野における就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取り組みを検証するため、社会福祉法人E. G. Fを対象にインタビュー調査を実施した。インタビューは2016年4月22日、施設長に対して行った。

3 事例

(1) 法人概要

E. G. F (Easy Going Farm) は、2008年4月に山口県萩市に開設されている。「やるき、のんき、こんき」を合言葉に、2008年10月に就労継続支援B型事業所「のんきな農場」を設立し、農業に取り組んでいる。現在、社会福祉法人E. G. Fは、多機能型事業所「のんきな農場」（定員：就労継続支援B型24名、就労移行支援6名）、「のんきな農場阿武事業所」（就労継続支援B型20名）を運営している。このほか、生活介護、自立訓練、共同生活援助、短期入所、相談支援、日中一時支援、放課後等児童デイサービスに関する事業を実施し、自主製品の販売を行う販売所も運営している。

職員数は、2016年4月1日現在43名である。利用者は、知的障がい者、精神障がい者等、計73名である。

障がい者が生産・加工した生産物売上の推移は、年々増加しており、六次産業化ネットワーク事業が認可された2015年度は、18,579,516円となっている。

障がい者の月額平均工賃は、「のんきな農場阿武事業所」で15,000円～30,000円、「のんきな農場」で5,000円～10,000円を支払っている。

(2) 農業をはじめた経緯

同会は、知的障がい者の就労支援をしていくなかで、二次産業や三次産業では彼（彼女）らの能力を十分に発揮できていない現状を目の当たりにしてきた。しかし、農業であれば、以下のようなメリットが得られると考え、農業をメインとした福祉事業所を立ち上げた。ひとつは、個々の障がい程度、能力にあった作業環境を設定できることである。もうひとつは、自然の中での労働は、最大の福祉的ケア（生活リズムの確立、持続力、集中力、忍耐力の向上）につながることである。

E. G. Fは、設立当初から農業に取り組んでおり、すべての作業を農業に関わるものに設定している。最初は、地域住民から休耕田を借用し、落ち葉を集めて肥料を作る、ライスセンターからもみ殻をもらってくるなど、作物の育つ畑にするための土づくりからスタートした。すべての工程で障がい者の特性を活かし、手間と手をかけて本物の物作りを目指している。

(3) 活動内容

「のんきな農場」は、イチゴ班、メロン班、受託班、販売・加工班の4つの事業に分かれている。

ア イチゴ班

事業所近郊の農場に設置したハウスで、イチゴの高設栽培、親株育苗、野菜苗、花苗の栽培を行っている。イチゴは、章姫イチゴによる有機栽培「わかば農法」を基本とし、他にない特徴のある栽培方法でブランド化を図っている。現在、栽培ハウス6棟、育苗用ハウス1棟で生産している。

植物が本来持ち合わせる成長力を最大限に生かす環境を整え、自然界に近い形で栽培を行い、化学肥料や化学農薬に頼らない方法で、安心して食べられるイチゴづくりを念頭に置いている。

具体的には、大粒のイチゴを育てるため、余分な果実は摘果される。そのため、収穫量は3分の1になるが、大きさと味は通常の3倍となる。33グラム以上の厳選された果実は、ギフトBOX（12粒入り）として2,500円で販売されている。ギフトBOXにわずかに届かなかった大粒のイチゴは、プレミアムパック（12粒入り）1,000円、通常のパック（300g）は、700円で販売されており、同会の中心作物としての役割を担っている。

イ メロン班

協力農家の借用地を利用し、アムスメロン、アールスメロンを栽培している。メロンは、ブランド化を図る目的で

栽培し、完全有機物肥料を使い、農薬の使用は最小限に抑えている。温度管理、水分量の調整、芽かき、誘引、玉拭き、除草等をはじめ、播種から収穫までの栽培管理を、手間を惜しまず行い、品質向上に努めている。

アムスメロン、アールスメロンは、空中栽培（1株に1個のみ選果し、実の重みで枝が折れないよう、1つずつひもでつるす）で丁寧に育てられている。糖度14度以上の玉のみギフトBOXとして販売されている（アムスメロン2玉セット（2Lサイズ：14cm相当）2,500円；アールスメロン2玉セット（青肉系・赤肉系）5,000円）。

ウ 受託班

借用地（小川地区栗園）では、栗、柑橘類の栽培管理を行っている。栗については、山口県原産の品種（岸根）を中心に栽培し、他との差別化を図り、ブランド化を目指している。草刈り、剪定等の管理作業を徹底して行い、栽培に関するデータを集積、数値化し、栽培の技術を確立させ、品質向上を目指している。

柑橘類については、スイートスプリングを中心に栽培し、製品化と品質向上を目指している。受託作業としては、周辺地域の個人宅や企業周辺の清掃に出向き、建物周辺等の管理作業（草刈り、花壇整備等）を受託し、定期的に管理を行っている。

利用者の支援については、個々の能力や特性を把握し、それぞれに役割を持ってもらい、達成感と意欲の向上を目指している。また、日々の作業にメリハリをつけ、行事での息抜きを交えながら、体力と気力の充実を図っている。

エ 販売加工班

(7) 販売

農産物、加工品の製造を受け、イベントや外部販売を計画し、売り上げの確保と商品のPRを行っている。季節の素材を定期的に組み込み、野菜、果物、加工品等の品数を、年間を通して揃えることで、固定客を増やしている。毎年新しい商品の開発に取り組み、顧客を飽きさせない戦略を立てている。

販売計画は、年間、月間、週間の計画を立てて実施している。道の駅たまがわ敷地内の法人店舗（販売所）を、E、G、Fの中心拠点とし、情報発信、集客に努めている。販売エリアは、山口県内、島根県内、広島県内、萩市内の各中心部、企業、官公庁等に出向き、個人顧客を中心に販売している。また、レストラン、菓子店と提携し、定期販売先の確保に努めている。

利用者支援については、息抜きという点を考慮し、旅行や祭などの行事や研修、レクリエーションを交え、日々の作業とメリハリをつけている。

(イ) 加工

事業所内の加工場2か所で、加工品の製造を行っている。

小川加工場では、のんきな農場で採れた新鮮な野菜や果物の一つひとつ丁寧に加工している。季節を通した食材の扱い方や、蓄積された技術、昔から伝わってきた方法や知恵を受け継ぐことにより、生きていくための力をつけている。それらの知識を惣菜やお弁当に取り入れ、製造している。

江崎加工場では、のんきな農場で生産された果物を使用し、和菓子、洋菓子、ジャム等を製造している。こだわりの製法により生産された果物をふだんに使用し、他との差別化を図っている。また、食品添加物や保存料を極力使用せず、素材の味を生かした商品開発、商品製造を行っている。このような中で四季折々の食材に触れ、毎年新たな挑戦による商品を提供することの意味を学び、それを楽しみながら心身ともに成長し、加工・販売に関わっていくことを大切にしている。

阿武事業所では、六次産業化法で認定を受けた総合化事業計画に基づいて農作物を栽培し、その素材を加工し、販売している。

生産班は、協力農家、農業法人から事業所近郊の露地畑、ハウスを借用し、カット野菜の原材料を生産している。ほうれん草、小松菜、ブロッコリー、玉ねぎを中心に栽培し、芋類（里芋、じゃがいも）やその他の野菜（かぼちゃ）にも取り組んでいる。

加工班は、事業所の加工場においてカット野菜の製造を行っている。土作り、種まきからはじまり丁寧に育てた農作物を、捨てることなく最後まで大切に扱うことにより、自然への感謝や協働の成果を感じることができる。

販売は、農産物、加工品の製造を受け、学校給食会への販売を主とし、売り上げの確保と商品のPRを行っている。今まで市場の規格に合わず廃棄されていた農作物もカット野菜として使用し、ゼロエミッションを目指している。また、山口県産野菜を生産、加工、販売することにより、地産地消の推進に貢献している。

4 おわりに

同法人の障がい者は、ほぼ毎日、圃場で活動しており、農地の持ち主から管理の依頼が殺到している。遊休農地になる前に預けられているので、農地の管理ができています。また、自然豊かな環境で農業に取り組むことで、障がい者の問題行動が落ち着き、障がい程度区分の改善にも効果が出ています。さらに、過疎地でありながら農福連携による取り組みは、農業での事業性を確保できることもあり、市外や県外からの就業者が増え、移住者も増えている。事業展開することで雇用が確保でき、地元住民の働く場となり、地域の発展に寄与しているといえるであろう。

障がい者就労支援のための農作業の取組継続要因と課題 ～福祉事業所の社会貢献視点から～

○石田 憲治（農研機構 農村工学研究部門）

片山 千栄・鬼丸 竜治（農研機構 農村工学研究部門）

島 武男（農研機構 九州沖縄農業研究センター） 濱川 雅夫・戸川 圭夫（社会福祉法人同仁会）

1 はじめに ～報告のねらいと視点～

障がい者福祉制度の大きな転換となった2003年の支援費制度の導入から十数年が経過し、この間、様々な課題の解決が試みられ、2013年の障害者自立支援法から障害者総合支援法への発展的改正を経て、「共生社会の実現」という理念の担保が一層強化されたと認識される。

厚生労働省の2016年度予算では、こうした法律の理念を実現する諸施策推進の一環として、農業分野での障がい者の就労促進について「農福連携」という用語とともに、積極的に位置づけられた。農業と福祉の連携においては、地域社会との良好な関係構築が特に重要である。

そこで、本報告では2015年に実施した全国の福祉事業所における農作業の実態調査結果をもとに、農作業の取組を継続している事業所では、農作業を通して近隣地域との関係づくりを重視していることを示し、遊休農地の管理を通じた社会貢献の視点から、農作業による障がい者就労支援の取組継続要因と課題について考察する。

2 全国の福祉事業所における農作業の取組実態

全国の福祉事業所の協力を得て、約3,000箇所の福祉事業所等を対象に実施した農作業の取組実態調査によると、回答のあった1,531事業所のうち、708事業所(46.3%)が農作業に取り組んでおり [①]、現在中断しているが過去に取り組んだ事業所が134(8.8%)あった [②]。約45%に相当する689事業所では現在・過去とも農作業の取組はなかった [③]。

このうち、農作業取組実績のある①②群について、農作業の取組場所を整理すると、農家等からの借地が最も多く、事業所の敷地内が次いで多く、他の選択肢との間に大差が見られた(図1)。

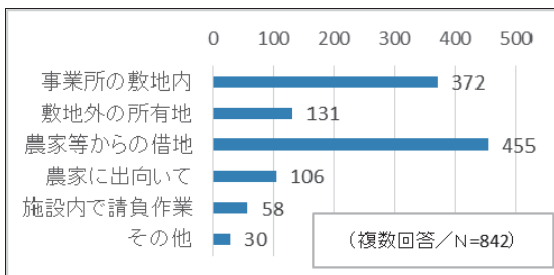


図1 福祉事業所における農作業の取組場所

また、農作業に取り組む以前の土地利用については、最

多の回答が「畑」(58.2%)であるが、「荒廃農地」にも事業所の28%が回答しており「水田」を凌いでいる。「その他」には、荒地、藪など、もとは農地であったと推量される回答も多いことを勘案すると、放置しておけば荒れてしまう高齢農家の農地などが有効活用されている実態が考察される(図2)。

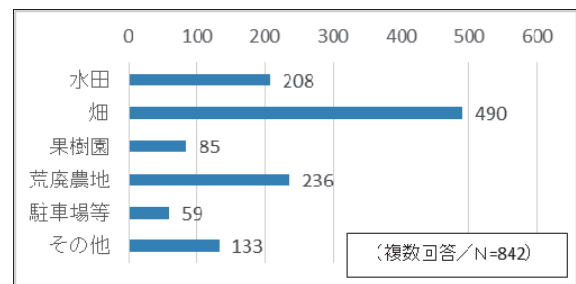


図2 農作業取組場所の取組以前の土地利用状況

熊本県の社会福祉法人が運営する福祉事業所の事例では、実際に遊休化した農地を高齢農家から借地して、米粉パンの原料とするコメ、ソバ、露地野菜などを栽培している。10,000㎡の面積を就労継続支援B型事業の利用者が主体となって栽培している。農作業の内容は季節により変動するが、おおむね週に1～2回の農作業を行っている。圃場は中山間地域の傾斜地で区画も狭小であるため、作業性は良くない。福祉事業所が引き受けなければ、荒廃農地となっていた可能性は高く、行政や地域農業者からの福祉事業所に対する評価は極めて好意的である。

農作業実態調査では、福祉事業所が農作業に取り組む目的について複数選択で回答を求めた上で、最優先の目的について質問した。6項目に整理して示すと、工賃確保と利用者の生きがい・達成感が大半を占めるが、全体の15%程度の事業所では、農作業に取り組む最優先の目的として、社会参加や交流など地域との関係性を重視していることがわかる(図3)。そして、「生きがい・達成感」「健康維持・リハビリ・レク」の項目では農作業を中断した事業所の回答割合が高く、「工賃確保」「就労活動準備」では農作業を継続している事業所の回答割合が高いことが指摘される。

また、農作業の取組実績がある事業所の中断率を運営法人の種類別に整理すると、国公営、社団・財団、社会福祉法人、医療系法人、特定非営利活動法人、営利法人の順に中断率が高く、必ずしも実際の取組継続年数の長短を反映

するものではないが、単一時点の調査で比較すると、NPO法人や営利企業が運営する福祉事業所での農作業取組の継続割合が相対的に高い結果となっている。

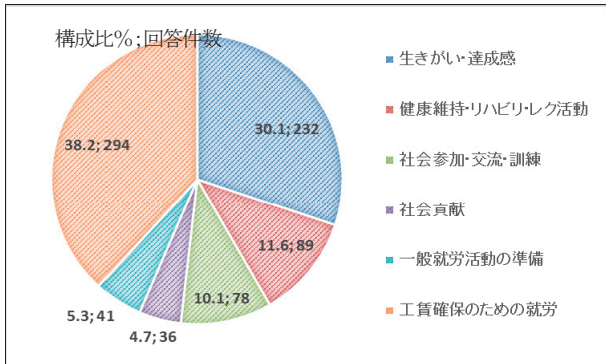


図3 福祉事業所の農作業取組における最優先の目的

さらに、農作業の取組を継続している事業所と中断した事業所の農作業を平均的な数値として定量化できる指標で比較すると、取組継続中の事業所では、作業面積、作業時間、週5回以上の頻度で農作業を行う割合が、中断事業所に比べて相対的に大きいことが指摘される。参加する利用者の人数は中断事業所の方がやや上回るが、職員の数では継続事業所の方が上回ることも特徴である(表)。

表 農作業取組に関する継続/中断事業所の比較

| | ・農作業に取組中の事業所 | 過去に取組経験のある中断事業所 |
|-----------------------|--------------|-----------------|
| 作業面積(m ²) | 8,598 | 1,893 |
| 5回以上/週(%) | 37.7 | 25.2 |
| 1回以上/週(%) | 80.1 | 84.1 |
| 作業時間(分) | 175 | 143 |
| 利用者人数(人) | 7.41 | 8.54 |
| 職員人数(人) | 2.32 | 2.07 |

3 福祉事業所における農作業の取組継続に向けた課題

福祉事業所が農作業に取り組みねらいは複数かつ多岐にわたるが、利用者の健康維持や社会参加による生きがいや達成感の実現と、農産物の生産、加工、販売などで利用者への工賃を確保して自立を支援することに主眼が置かれている。そして、農作業に取り組みながら、個々の事業所の実情に適した農作業の取組や運営方法を主体的に考えることが求められる。農作業の取組を継続している事業所では、地域住民から声をかけられたり、応援されたりする機会が多くなり、顔見知りが増え、農業理解も深まったと感じている。そして、そのことが農地の借り易さや継続意欲に結びつき、地域の農地保全の一翼を担っている実感にも繋がっていると考察される(図4)。

図4の変化に関する選択肢の中で、「その他」に次いで選択率の小さい「苦情減」も、選択した事業所の実数では34であり、農作業を中断した事業所の選択実数2と比べる

と、地域の変化の感じ方に顕著な差があると判断される。

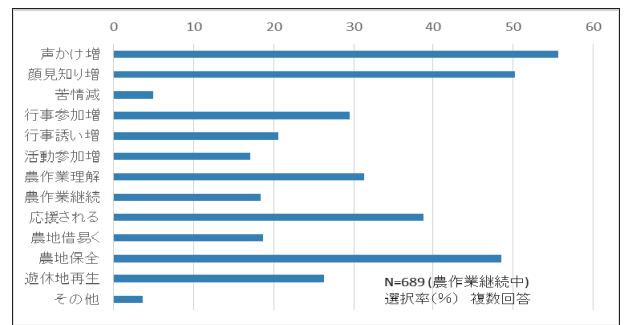


図4 農作業継続事業所が感じる地域との関わりの変化

調査票の自由回答欄に寄せられた記述の中には、「農作業を通して地域社会との関係づくりを図る」ことや「耕作放棄地や遊休化している農地を管理することで社会貢献できる」ことへの明示的な言及が見られた。福祉事業所における農作業の取組では「大変な割には採算が取れない」ことへの焦燥感も多く指摘される反面、記述の多くからは、販売できる収穫物の多寡や成否という生産活動の成果に囚われない新しい「農作業の価値」形成への積極的な取組が意識され始めていることが読み取れた。

困難に直面しながらも農作業の持続的な取組に至る道筋を模索してきた事業所に共通している点は、「自らの事業所に適した農作業の取組と運営方法を確立する過程」と「事業所の実情・環境に合わせて創意・工夫する過程」の2つの局面を経験していることである。前者は、技術の習得、種苗や肥料など資・機材の調達、収穫物の販路開拓に象徴される。しかし、これらは研修機会の確保や公的助成を含む支援と連携で克服できる可能性が大きい。これに対して後者は、季節による周期的変動や天候への突発的対応、具体的な栽培管理作業の時宜や好機と福祉事業所の日課やスケジュールとのマッチング、個々の利用者の体調不良がもたらす職員の負担増大などが課題となる。これらは、事業所の個別事情を踏まえて解決する必要があり、主体的な取組が不可欠である。そのため、福祉事業所における農作業の継続には、規模や立地環境など個々の事業所の特徴に適合した農作業の取組や運営方法を確立し、農作業の取組を通じた地域社会との関係構築、遊休農地の管理による社会貢献など、新しい農作業の価値づくりが期待される。

【付記】

調査の実施には厚生労働科学研究費補助金の助成を得た。

【参考文献】

石田ほか：障がい者就労支援の職域選択肢拡大における農作業の潜在的需要、第23回職リハ研究・実践発表会発表論文集、pp. 82-83 (2015)

【連絡先】

石田 憲治 農研機構農村工学研究部門
e-mail : ishida@affrc. go. jp

経験や意向に応じた農作業の取組による障がい者の就労支援 ～福祉事業所での潜在的需要に着目して～

○片山 千栄（農研機構 農村工学研究部門）

石田 憲治・鬼丸 竜治（農研機構 農村工学研究部門）

島 武男（農研機構 九州沖縄農業研究センター） 濱川 雅夫・戸川 圭夫（社会福祉法人同仁会）

1 はじめに

農業分野における農作業を通じた障がい者の就労支援は、深刻化する農業の担い手不足と共生社会の実現を目指す福祉施策の推進を背景に、過去10年程度の間にも少しずつではあるが着実に進んだと認識される。全国の福祉事業所を対象とした農作業の取組実態調査の結果からも、回答の得られた1,531の事業所の半数以上が農作業への取組経験を有している¹⁾。個々の障がい特性に合わせた農作業を担うことで、地域社会での役割を得て障がい者の自立を支援するしくみづくりの原形は、十分な作業道具や機械が普及する以前の農村に普通に見られた風景でもある。そして、多くの障がい者の健康管理にとって屋外で自然に触れて活動する農作業の有用性も高い。

本報告では、働く場と暮らしの場を近接させやすい農業分野の就労支援について、質問紙調査から考察される福祉事業所での農作業の潜在的需要と農福連携の特徴的な事例に着目して、経験や意向に応じた支援の方策を考察する。

2 福祉事業所を対象とした質問紙調査

(1) 調査方法

2015年7～10月にかけて実施した質問紙調査の対象は、2014年時点で厚生労働省に登録されている全国の障がい者支援施設や障がい福祉サービス提供事業所等（以下「福祉事業所」という。）である。ただし、児童および重度心身障がい者を対象とした事業所、サービス種別が居宅介護、相談支援、短期入所のみ事業所を除き、各都道府県から50～70件を目安に無作為抽出により選定した。調査票は、約3,000箇所を対象に所属法人宛に郵送配布して、直接郵送により回収した（有効回収率47.8%）。

本報告では、農作業の取組みの有無と実施状況、農作業の中断経験のある福祉事業所の中断理由や再開意向のほか、支障事項について尋ねた結果を取り上げる。

(2) 回答事業所の概要

運営する法人種別をみると、社会福祉法人が最多で72.6%を占めた。次いで特定非営利活動法人が18.3%、株式会社3.7%、医療系の法人1.6%などであった。職員総数規模別にみると、101～300人の区分に該当する法人が最も多く（24.9%）、次いで11～30人（19.0%）、51～100人（16.9%）、10人以下（15.2%）の順であった。

(3) 農作業の取組み状況

2015年春時点での全国の福祉事業所の取組み状況は、無回答の1件を除き、「農作業に取り組んでいる」708（46.3%）事業所〔①〕、「以前は取り組んでいたが、現在は取り組んでいない」134（8.8%）事業所〔②〕、「以前も現在も取り組んでいない」688（44.9%）事業所〔③〕であった。

そして、現在農作業を行っていない事業所（②及び③）のうち、147の事業所は「条件さえ整えば農作業に取り組みたい」と回答している。「すぐにでも」もしくは「1～3年以内に」取り組みたい事業所を含めると、現在取り組んでいない事業所のうち、20.9%の事業所においても、農作業の潜在的な需要が見込まれることが考察される。

こうした福祉事業所における農作業の潜在的需要を裏付けるように、自由記入欄には、「取り組むたいが取組方法がわからない」、「時間や人的、社会的、経済的資源の制約から取り組んでいないが関心は高い」など、潜在的需要を示唆する回答も存在する。また、今回の調査を契機に「障がい福祉サービスに農作業という選択肢を意識させられた」という記述もあった。

3 潜在需要の存在と課題の解決方策

(1) 農作業の取組における支障事項

先述したとおり、福祉事業所での農作業に一定の潜在的需要があることが明らかになったが、実際の取組に発展しない理由を解明する必要がある。現在、農作業の取組みを行っていない延べ822の事業所に、「その他」を含む18の項目（図の左の記載参照）について、妨げになるか否かを想定して3段階で回答を求めたところ、ほぼ半数の事業所が「かなり妨げになる」と回答した項目は、「指導人材の不足」、「全体計画の立案人材不足」、「資金不足」の3項目で、「田畑や施設の日常手入れ」が次いで多かった。

他方、「あまり妨げにならない」との回答の上位1～3位は、「リハビリ効果が不明確」（57.7%）、「施設内や周囲の理解の欠如や不足」（42.1%）、「就職につながらない」〔難〕（38.0%）〔注：下線部は図の項目略称に対応〕であった。福祉事業所が農作業に取り組む場合、農地や年間を通じた作業の確保がネックになることがしばしば指摘されるが、必ずしもそれらに限定されず、多様な支障事項が存在することが明らかになった。このことは、農業者以外

の主体が農地を借地しにくい制度的側面や季節変動が大きい農業の特徴が、必ずしも就労支援に致命的な要因とはなっていないことを示唆している。

さらに、取組の支障事項の大きさを評価する回答について、「かなり妨げになる」を2点、「妨げになる」を1点とする加重平均値で農作業の取組経験の有無による相違を比較すると(図)、支障要因としての認識の相違が一層明確に把握される。取組経験の有無により、優先度の高い支援方策も異なることが理解される。また、「相談窓口」、「活動場所」、「移動手段」、「資金不足」、農作業に関する情報の「探索手段」、などに関する障壁意識は未経験群で高く、「体調管理」や「ケガ対応」に関する障壁意識は過去経験群で高いことが認識される。これらの結果から福祉事業所に対する「農作業に関する情報の提供機会」を頻繁に設けることや人材の派遣、研修会の開催などの重要性が指摘される。

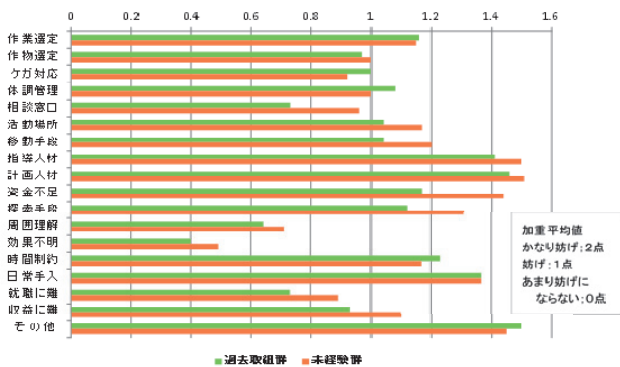


図 農作業取組経験の有無別にみた支障事項の評価

(2) 農作業取組の中断理由

農作業の取組を中断した134事業所のうち、112事業所から回答を得た自由記述による中断理由の内容について、東日本大震災の影響のような非常時の外的要因によるものを除いて、①福祉、②農業、③福祉・農業の双方に関わるもの、の3つに分類整理した(表)。

表 自由記述による回答内容のキーワード

| 分類 | キーワード |
|----------------|---|
| ①福祉に関する記述 | 高齢化、重度化、希望者減 職員負担大、担当職員不足、作業内容の変更 定員や組織の変更、事務負担、地域移行、収穫物用途 |
| ②農業に関する記述 | 獣害、雨天や高温時の作業の難しさ、利用者の作業選択、苦言経験、地域農業のニーズとのミスマッチ 農地の返却要請、地代の負担感、移動距離、トイレなどの設備や作業環境、高齢化、体調不良、離農 |
| ③福祉農業の双方に関わる記述 | 農作業の生産性、作業頻度・重労働と収益に関する期待のミスマッチ |

福祉に関する記述では、利用者、福祉施設や職員、制度等に関する内容が多く見られた。農業経験のある職員の配置換えや退職による負担増、給食の外部委託による収穫物利用機会の減少などを指摘するケースも複数みられた。

農業に関する記述では、獣害、荒天や気候条件による作業の難しさに加え、大規模化する地域農業ニーズの変化、利用者のできる作業の減少などの記述が見られた。また、農業側と福祉側双方の期待のギャップ、作業頻度や重労働に対して収益が少ない点、生産性に関する記述があった。

これらの記述内容から、利用者の体力や健康状態に合わせて少しずつ軽度の作業を再配分するノウハウと、負荷の大きい作業を軽減するための技術開発などが期待される。担当職員や指導人材の不足を機に中断されるケースが少なくないことから、法人や事業所内部での経験の蓄積や継承と研修や専門機関からの情報提供など、外部からの技術的支援も重要であることが示唆される。

4 特徴的な農福連携事例にみる課題解決と支援方策

以下では、農福連携現場での特徴的な知見を紹介する。調査票への自由記述には、障がい者が担える農作業が限られ、就労支援に十分な作業量が見込めないという指摘も見られた。長崎県の干拓地で展開される農業では、キャベツやタマネギを栽培する農地の区画が10ha規模のものも多い。大規模な面積を利用して、作付時期をずらして単一作物を栽培する農業経営体では、福祉事業所から数名の通年雇用や収穫期の数ヶ月は10名規模での雇用も毎年継続的に見受けられる。経営規模が拡大しても、作業工程や消費者対応の観点から人手に頼ることが効果的な作業も多く存在することが見込まれ、近接地域で複数の農家や法人から同種の農作業を請け負うことにより、経営規模の小さい地域にも適用可能な農福連携の形態である(写真)。



干拓地の野菜畑

また、加工品の販売やカフェの併設など、栽培管理作業に留まらず加工部門や販売部門を一体的に運営しながら障がい者の就労支援を図る取組の増加も見込まれる。熊本県の福祉事業所の事例では、米粉パンの販売が順調であるため、高齢農家から管理を依頼される水田の活用が原材料の確保に好都合である事情が活かされる。中山間地域で大型の農作業機械に不向きな圃場では、畦の雑草管理など人手を要する作業が多く、また小区画な圃場は休息をとりながら農作業に取り組む時間的ユニットの構成に都合がよい。

【付記】

調査の実施には厚生労働科学研究費補助金の助成を得た。

【参考文献】

1) 片山ほか：アンケートによる全国調査からみた福祉事業所における農作業の現状「農村計画学会春期大会学術研究発表会要旨集」pp.16-17, (2016)

【連絡先】

片山 千栄 農研機構農村工学研究部門
e-mail : chiek@affrc. go. jp

